# 鎌ケ谷都市計画生産緑地地区の変更（鎌ケ谷市決定）

鎌ケ谷都市計画生産緑地地区中２２号西佐津間二丁目Ｄ生産緑地地区ほか４地区を次のように変更する。

| 名称 | | 面積 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 番号 | 生産緑地名 | | |
| 22 | 西佐津間二丁目Ｄ生産緑地地区 | 約 － ha | 廃止 △約 0.14ha |
| 25 | 南佐津間Ｃ生産緑地地区 | 約 － ha | 廃止 △約 0.14ha |
| 92 | 南初富三丁目Ｂ生産緑地地区 | 約 － ha | 廃止 △約 0.39ha |
| 104 | 東初富三丁目Ｃ生産緑地地区 | 約 0.54ha | 一部廃止 △約 0.28ha |
| 111 | 東道野辺一丁目Ａ生産緑地地区 | 約 1.09ha | 錯誤 約0.13ha<br>一部廃止 △約 0.03ha |
| 合計 | 5 地区 | 約 1.63ha | 廃止 △約 0.67ha<br>一部廃止 △約 0.31ha<br>錯誤 約0.13ha<br>計 △約 0.85ha |

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理　由

下記理由により、生産緑地地区の区域及び面積について本書のとおり変更を行うものである。

生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条第１項第３号の指定要件を満たさなくなったこと、及び第１４条により行為の制限が解除され、生産緑地地区としての機能が失われたことに伴い廃止及び一部廃止を行う。